쏨

示

六八七の六、五六八七の七、五六八八の二、五六八九の一、五六八九の三、五六八九 九から三一六〇の四五まで、三一九五の一〇、三一九五の一二、三一九五の一四、五 三一六〇の三二、三一六〇の三四、三一六〇の三六、三一六〇の三七、三一六〇の三

第二千六百五十四号

七月十八日

肥料の登録. 右 同法第十条第二項の規定による公告..... 事業経営状況の公表. 平成十七年度社団法人全国公営住宅火災共済機構災害共済 市街地再開発組合の事業計画変更の認可 土地区画整理組合の理事の退任. 肥料登録の有効期間の更新..... 青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表... 右 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告..... 字の区域及び名称の変更...... 公 告 目 同 示 次 (安心推進課) (障害福祉課) ... (都市計画課) 文県 振市 (建築住宅課) ... 化生 同 同 同同 同 同 興町 課活 : : : : : : : : = \equiv 끄디 三 Ħ. Ħ. Ŧi. 껃 껃 껃

青

青森県告示第五百二十五号

沢市長から三沢市の字の区域及びその名称を次のとおり変更する旨の届出があったの Ţ 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定により、三 同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域及びその名称の変更は、平成十八年七月二十四日からその効力を生ず

平成十八年七月十八日

るものとする。

青森県知事

Ξ

村

申

吾

三沢市

四 二、一三六二の一から一三六二の三まで、一三六二の五、一三六二の六、二二五五の 四八の二、一三四九の三から一三四九の六まで、一三五〇の三、一三五〇の四、 まで、三一五九の一六、三一五九の一八、三一五九の二〇、三一六〇の四、 五九の六まで、三一五九の八、三一五九の一〇、三一五九の一二から三一五九の一四 七の二四から三一五七の二六まで、三一五八の二、三一五八の三、三一五八の五、三 三一五七の一六から三一五七の一八まで、三一五七の二〇、三一五七の二一、三一五 六、三一五七の八から三一五七の一○まで、三一五七の一二から三一五七の一四まで、 五六の一六から三一五六の一八まで、三一五六の二〇、三一五六の二二、三一五六の 一五六の六、三一五六の七、三一五六の九、三一五六の一一、三一五六の一三、三一 二、二二五六の二、二三四三の二、二三四三の三、三一五六の一、三一五六の二、三 五四の二、一三五七の一、一三五七の二、一三五八の一、一三五八の二、一三六一の 五一の一、一三五一の三、一三五二の二、一三五三の一から一三五三の三まで、一三 四六の一、一三四六の二、一三四七の一から一三四七の三まで、一三四八の一、一三 から三一六〇の二三まで、三一六〇の二五から三一六〇の二九まで、三一六〇の三一、 の一〇から三一六〇の一三まで、三一六〇の一六、三一六〇の一七、三一六〇の一九 一五八の七、三一五八の九、三一五八の一〇、三一五九の二、三一五九の四から三一 大字三沢字庭構一三四四の一、一三四四の二、一三四五の一、一三四五の二、 、三一五六の二五、三一五六の二七、三一五七の三、三一五七の四、三一五七の

の五、五六九一の二、五六九二の二、五六九五の二、五六九六の二、五六九七の二、五七〇二の二、五七〇二の二、五七〇二の二、五七〇一の二、五七〇二の二、五七〇八の二、五七〇九の二、五七〇〇の二、五七〇二の二、五七〇二の二、五七〇二の二、五七〇二の二、五七〇八の二、五七〇九の二、五七〇〇の二、五七〇二の二、五六九十の二、五十二の八、七一三九の九を新たに新森一丁目とする。

五まで、五六六〇の二、五六六〇の三、五六六一の二、五六六一の三、五六六二の二、 ら五一〇〇の一五まで、 三一九八の七、三一九九の四から三一九九の七まで、三一九九の九、五〇八七の一〇、 の二一、三一九五の一、三一九五の二、三一九五の四から三一九五の六まで、三一九 三の二二、三一九三の二三、三一九三の二五から三一九三の二九まで、三一九三の三 から三一九二の二五まで、三一九三の一、三一九三の一八、三一九三の二〇、三一九 五六六二の三、五六六五の三から五六六五の五まで、五六六六の一、五六六六の三、 五〇八七の一二、五〇八七の一四から五〇八七の一六まで、五〇九六の一から五〇九 五の八、三一九六の五から三一九六の一二まで、三一九八の三から三一九八の五まで、 三|九||の||、三|九||の|五、三|九||の|七、三|九||の|九、三|九||の|| から五一〇七の六まで、 一九四の一三、三一九四の一五、三一九四の一七から三一九四の一九まで、三一九四 一、三一九四の二から三一九四の四まで、三一九四の八から三一九四の一一まで、三 六の五、二二六七の四、二二六八の四、二二六八の五、二二六九の四、二二七〇の四、 三四五の二、二三四五の五、三一五六の一四、三一五六の一五、三一五六の二六、 三四三の六、二三四三の八、二三四三の九、二三四四の五から二三四四の七まで、 |二七五の三、二二七六の五から二二七六の七まで、二二七九の一、二二七九の四、 |二七〇の五、||二七一の三、||二七二、||二七三の一、||二七三の三、||二七四 の二から二二六一の四まで、二二六二の四から二二六二の六まで、二二六三の二、 |の五、||二八五の四、二二八五の五、||二八六の二、||二八六の三、二三四三の一、 大字三沢字庭構二二五五の三、二二五五の五から二二五五の七まで、二二五八の二、 五一〇〇の四から五一〇〇の七まで、 五〇九八の一、五〇九八の二、五〇九八の四から五〇九八の六まで、五 五六五八の一、五六五八の三、五六五九の三から五六五九の 五一〇四の一、五一〇四の三、五一〇四の四、五一〇七の三 五一〇〇の九、五一〇〇の一一か

青

右の地番は、平成十八年五月八日現在の登記簿による。

公

告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証

平成十八年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

申請のあった年月日

甲婧二系6寿三丰含川5加4平成十八年六月三十日

_

特定非営利活動法人青森県精神障害者家族会連合会申請に係る特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

Ξ

沼尾仁

四 主たる事務所の所在地

青森市大字三内字沢部三五三の九二 (青森県立精神保健福祉センター内)

五 定款に記載された目的

者の社会復帰、自立及び社会経済活動への参加の促進のために必要な援助等を行うこの法人は、精神保健福祉に関する普及啓発、相談等を行うとともに、精神障害

与することを目的とする。 ことにより、県内の精神障害者の福祉の増進及び県民の心の健康づくりの推進に寄

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

規定による公告

により次のとおり公告する。 変更認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

平成十八年七月十八日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

平成十八年六月二十八日

申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人むつ下北子育て支援ネットワークひろば

代表者の氏名

小川 千恵

兀 主たる事務所の所在地 むつ市新町一七の七

定款に記載された目的

五

この法人は、障害のあるなしにかかわらず、むつ下北地域の全ての子ども達が豊

かに育ちあえる地域づくりを目指す

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

規定による公告

変更認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

平成十八年七月十八日

により次のとおり公告する。

青森県知事 Ξ 村 申 吾

申請のあった年月日

平成十八年六月二十八日

申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人双松福祉会

代表者の氏名

Ξ

正部家 佑介

兀 主たる事務所の所在地

三戸郡階上町大字角柄折字餅粟久保四の一

五 この法人は、階上町及び近隣市町村民に対して、介護サービス等に関する事業を 定款に記載された目的

を目的とする。 行い、健康で生きがいのある長寿社会を創設し、もって福祉の増進に寄与すること

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

規定による公告

により次のとおり公告する。 変更認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

平成十八年七月十八日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名称 平成十八年六月二十九日

_

特定非営利活動法人北のまほろばグリーン・ツーリズム支援ネットワーク

代表者の氏名

Ξ

田村 えり子

兀 主たる事務所の所在地

弘前市大字百沢字東岩木山 一八五〇の一二

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、都市と北東北地域の農山漁村及び、 全

保全、循環型社会の構築及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。より、都市と北東北地域の農山漁村の融合を促進し、自然と人とが共生できる環境ン・ツーリズム事業及び、グリーン・ツーリズム事業を支援する事業を行うことに国の農山漁村間に関する、人的交流、情報の収集、提供、学習の場を提供するグリー

規定による公告特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

平成十八年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

申請のあった年月日

平成十八年六月三十日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

三 代表者の氏名 特定非営利活動法人NPO推進青森会議

中村 年春

主たる事務所の所在地

兀

青森市新町二丁目八の二〇

定款に記載された目的

五

目的とする。もって非営利の市民活動団体が発展するための社会的環境の整備に寄与することをもって非営利の市民活動団体が発展するための社会的環境の整備に寄与することを営を担う人材の育成やネットワーク、パートナーシップの構築などの事業を行い、この法人は、広く市民活動を行う個人あるいは団体を対象に、市民活動団体の運

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表す青森県福祉のまちづくり条例 (平成十年十月青森県条例第四十六号) 第十三条第二

శ్ఠ

平成十八年七月十八日

青森県知事 三 村 申

吾

沢店マックスバリュ三	公共的施設の名称適合証交付に係る
三沢市大町二丁目一二の	所
丁目	在
<u>_</u> 	地
店物 舗品 販売 用	種
売用	類
平成一个七六	交付年月日

肥料の登録

年七月六日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第四条第一項の規定により平成十八

平成十八年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

肥料登録の有効期間の更新

定により公告する。 十八年七月六日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規一肥料取締法 (昭和二十五年法律第百二十七号) 第十二条第二項の規定により、平成

平成十八年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

三青四森〇県	登録番号
粉魚 末か す	種肥料類の
号純 有 機 六	名肥 料 称の
りん酸全量 七・〇	(パーセント) 保証成分量
の と お 規 り 格	規 そ の 他 の 格 の
六の一六 八戸市諏訪二丁目 1	又は名称及び住所生産業者の氏名

氏

			三書
称市大野 -	土地区	~	三青 四森 一県 号第
土地区画:	画整理組		粉魚 末か す
整理組合か	-地区画整理組合の理事の退任		号純 有 機 七
ら、次の理事が	退任	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	り 窒素全量 ○
退任した旨			の公 と お り 格
青森市大野土地区画整理組合から、次の理事が退任した旨の届出があったの		***************************************	

告する。 ので、 公

平成十八年七月十八日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

大坂 健藏 名 青森市浪打一丁目二の一三 住 所

市街地再開発組合の事業計画変更の認可

いて準用する同法第十九条第一項の規定により次のとおり公告する。 森駅前第一地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項にお 都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号) 第三十八条第一項の規定により、青

青

平成十八年七月十八日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

組合の名称

青森駅前第一地区市街地再開発組合

事業施行期間

平成三年二月から平成十九年三月まで

施行地区

び一〇二の三 四から二の三八まで、三の一、三の五四、一〇一の一の一部、 青森市新町一丁目二の一から二の一四まで、二の一七から二の三二まで、二の三 一〇二の一の一部及

> 四 事務所の所在地

青森市新町一丁目二の五

六

五 変更内容 平成三年二月一日 設立認可の年月日 施行地区

で、二の三四から二の三八まで、三の一、三の五二の一部、 変更前 青森市新町一丁目二の一から二の一四まで、二の一七から二の三二ま | 〇 | の | の | 部

変更後 青森市新町一丁目二の一から二の一四まで、二の一七から二の三二ま 一○二の一の一部及び一○二の三の一部

で、 \square の三四から \square の三八まで、 \square の \square 、 \square の五四、 \square 0 \square の \square の \square の \square 部、 \square 0 二の一の一部及び一〇二の三

事務所の所在地

2

変更前 青森市新町一丁目二の二 変更後 青森市新町一丁目二の五

変更認可の年月日

七

平成十八年七月三日

平成十七年度社団法人全国公営住宅火災共済機構災害共済事業経営状況の公表

り社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成十七年度の災害共済事業の経営状況に ついて次のとおり通知があったので、同条第三項の規定により公表する。 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十三条の二第二項の規定によ

平成十八年七月十八日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

事業実績

加入戸数

加入都道府県市区町村会員数

共済委託契約金額

火災共済掛金

被災戸数

八三一、八八一戸 七六四

八三、七四、三五、 一、一二九、一五〇、六六七円 000円

三五异

六

額	当期収支差額(A) (C)	当期支出合計(C)	特定預金等支出	建物管理費	管理費	事業表質	2 支出	収入合計(B)	前期繰越収支差額	当期収入合計(A)	その他の収入	建物管理の部収入	火災共済掛金収入	1 収入	収支計算	住宅災害見舞金	住宅災害見舞戸数	住宅防火施設整備補助金	住宅防火施設整備補助会員数	復興建築助成金	復興建築助成戸数	特定給付金	火災共済給付金
七九八、	一四、三八八、六〇七円	一、五八〇、六七七、八一九円	八九六、一八八、七八九円	二〇、六二五、七六五円	二三二、五三八、九七五円	四三一、三二四、二九〇円		一、六三四、四七六、一四三円	六八、一八六、九三二円	一、五六六、二八九、二二二円	三九三、〇八五、〇七七円	四四、〇五三、四六八円	一、一二九、一五〇、六六七円			三四、五〇一、〇〇〇円	二、三三四戸	二九、〇二六、五〇〇円	六一	四七、四四六、二六二円	一六四戸	一五、〇九二、〇九三円	二二九、七四八、五八八円

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

男 東奥印刷株式会社 (印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭毎週月・水・金曜日発行